

第5回名勝円山公園保存管理計画策定委員会 議事録（要旨）

日時：平成27年11月2日（月）14：00～16：00

場所：京都市役所 寺町第2会議室

1 開会

（1）あいさつ

（藤原局長）

- ・第5回策定委員会では、前回策定委員会における指摘事項、本日までに行った事前説明における指摘事項を踏まえた最終報告書（案）を示させていただく。
- ・本日は最後の策定委員会となるが、活発に議論いただき最終報告書として取りまとめていただけるようお願いしたい。

（2）出席者の紹介

2 議事

（1）名勝円山公園保存管理計画報告書（案）について

1）資料説明

- ・事務局から、資料1，参考資料2の説明。

2）質疑応答

A

- ・資料1には、今までの策定委員会及び個別に事前説明を行った結果が盛り込まれている様に見える。本日は最後の策定委員会であるので、報告書に盛り込むべき点や修正すべき点があればご意見を伺いたい。

B

- ・47頁に第2章第2節第3項に名勝円山公園の変遷がある。この部分は第2章の成り立ちで吸収できるところがあるのではないかと考える。また、51頁の東山山麓の植生の変容は、円山公園の周辺について述べている。35頁の第2項周辺地域の現況に集約すべき点であるかと考える。同様に、52頁の名勝円山公園の景観の変容も、37頁の名勝円山公園の現況へ集約することもできる。名勝円山公園の変遷は、前述までのことが繰り返し記載されているように感じるので構成を再検討してはどうか。
- ・60頁の第3章第2節第2項の区域区分は、指定範囲全域を同様に保存管理することができないので、区分の上、保存管理の方針を定めるということかと思う。その後の61頁にまた区域全般の保存管理方針が出てくるのが分かりにくい。ストーリーとしては、60頁の次に各区域の保存管理方針が出てくるよう分かりやすい。

A

- ・本日までの修正作業のなかで、副委員長から指摘のあった点はだいぶ対応されていると思うが、区域区分の点など、同じことが繰り返し記載されていることは保存管理計画の一つの

性質みたいなどころもあるので、ある程度仕方のないところもあると思う。

- ・47 頁以降の第 2 章第 2 節第 3 項に名勝円山公園の変遷については認識を徐々に深めていくという点ではこの構成でもいいのではないかと思うが。

B

- ・そうであるならば、土地利用の変遷等について、古地図等を用い成り立ちとは違う別の資料や別の見方で整理したということが分かるようにすべきである。

A

- ・変遷について再度整理する意味が分かるように、47 頁の最初に説明文を追加することで対応したいがいかがか。

B

- ・了解。

A

- ・60 頁の第 3 章第 2 節第 2 項の区域区分については、今までの策定委員会でも議論になったが、全体としてどのような保存管理方針があって、それに基づき区域を分け、区域毎に保存管理方針を定める必要があるのかと思う。どのように対応すべきか。

B

- ・第 2 項を広域的な観点に立った保存管理方針として 61 頁を記載した上で、第 3 項として 60 頁の区域区分、その後、62 頁以降の区域毎の保存管理方針としてはどうか。

A

- ・委員 B の指摘のとおり修正することとする。

C

- ・第 1 章、第 2 章では何を述べるべきか、それを踏まえて第 3 章以降では何を述べるのかというものを整理すればより読みやすくなると思う。

A

- ・報告書案に記載されている内容が単に繰り返しになっているとは思わないが、ストーリー性を持って読めるように必要な箇所にリードを入れることで対応していきたいと考える。

D

- ・参考資料 3 を用いて琵琶湖疏水と円山公園の関わりについて説明。

A

- ・今の指摘は重要な点であると思う。委員 D の指摘を踏まえ、事務局では 23 頁の表 8 や 38

頁の水系の箇所琵琶湖疏水からの取水を休止した時期を追記している。

D

- ・事前説明の時点は、57頁の本質的価値を構成する諸要素等に琵琶湖疏水という文言が記載されていたが資料1には記載されていない。

(事務局)

- ・確かに事前説明では琵琶湖疏水を水源とした水量と記載していたが、水勢、水質も重要であるという指摘があったので修正した。また、琵琶湖疏水を水源とした流れを復活させることが現実的に困難な状況にあるということもあったので、琵琶湖疏水という文言を57頁から削らせていただいた。

A

- ・現況の水源は何か。

(事務局)

- ・38頁に記載しているが井戸取水ポンプ施設からくみ上げた井戸水を水源としている。

A

- ・57頁の記載はこのままでよいと思うが、58頁の保存管理方針には琵琶湖疏水について記載していたほうが良いのではないか。
- ・琵琶湖疏水を水源としていたことは策定委員会として本質的価値に関わる重要な要素と捉えているので、58頁(2)に、「なお、水源については琵琶湖疏水を水源とすることも検討していくことが課題である」ということを記載すべきである。

(事務局)

- ・琵琶湖疏水を水源としていたことについて現況として取り扱うことも考えられる。

B

- ・琵琶湖疏水を水源としていくことは今後の課題として検討していくべきという指摘であるので、現況ではなく、58頁の保存管理方針の部分に記載すべきと考える。

A

- ・京都岡崎の文化的景観でも琵琶湖疏水は重要な要素であると位置づけているので、名勝円山公園においても保存管理方針として位置づけておく必要があると考える。

(事務局)

- ・指摘を踏まえ、58頁(2)を加筆、修正する。

E

- ・琵琶湖疏水を水源とするため、配水管等を掘削して点検する等の取組を行うことを報告書に記載しておく必要はあるのか。

A

- ・実施主体である京都市にしてみれば、予算確保等、他との関係があつてすぐにはできない、少なくとも 10 年、20 年はかかる事業であると考えられるので、この報告書の範囲内の表現に留めておく必要がある。琵琶湖疏水については、名勝円山公園だけでなく京都市全体の問題として取り扱われる時期が訪れると思う。

B

- ・琵琶湖疏水を水源とすることだけに限らないが、名勝円山公園の保存管理が発掘調査の結果を前提に検討されることを明記しておく必要がある。

E

- ・発掘調査を継続的に行っていくということが重要であると考ええる。

(事務局)

- ・83 頁の再整備（修復）について記載した第 4 章に学術調査・研究に基づくことを前提とするということは記載している。

B

- ・むしろ、58 頁の保存管理方針に発掘調査の実施について明記しておく必要があると考ええる。

E

- ・83 頁の既往の学術調査・研究の既往は削除すべきである。

(事務局)

- ・58 頁の 9 行目の以下のとおりの前に、発掘調査の結果を前提に保存管理を行うことについて追記したい。

A

- ・追記する箇所については了解。文言は改めて確認する。

E

- ・61 頁表 24 の構造物に恒常維持管理とあるが、植栽ならわかるが構造物に恒常という表現は適さないように感じる。恒常が無くて、維持管理で良いと思う。
- ・祇園など、旧字体の使い分けについて再度確認する必要がある。

(事務局)

- ・旧字体の使い分け，地名表記については再度確認する。

B

- ・42 頁以降に構造物及び建造物について説明がある。表 21 には公衆トイレが便益施設に区分されているので，43 頁にある公衆トイレを 44 頁にするか，表 21 を修正するか整理が必要である。

A

- ・46 頁に園路及び園地とあるが，園地については記載がないので園地は削除してはどうか。

(事務局)

- ・了解。

E

- ・47 頁の最初に国際日本文化研究センター所蔵の古地図とあるが使用許可が必要ではないか。また，各古地図の下に出典を記載し，最初の文章は削除するのが適切である。

(事務局)

- ・使用許可について確認の上，出典を記載する。

D

- ・味わうには，16 頁の（2）6 行目にある「味わう」と，89 頁（2）の「味わう」がある。植治の庭としては五感で感じるということを重視しているので感じるなどの表現に修正いただきたい。

A

- ・16 頁の味わうは私の書籍からの引用である。味わうは感じるより概念が深いと考えている。

C

- ・61 頁の表 24 の石組・景石に復元修理を行うとある。造園的には復元整備ではないかと思うが，文化財の報告書としての表現が復元修理の表現が相応しいということで良いか。

E

- ・同表の構造物の石積は再整備（修復）になっている。ものによって書き方が違うので整理が必要である。

A

- ・修理，修復，復元，整備の用語の使い方については事務局で再度確認すること。

(事務局)

- ・了解。

B

- ・92 頁の第 5 章第 3 節に活用に関わる具体的な取組とあるが、その内容があまり具体的ではないように感じる。具体的と書くならば、区域毎に具体的にどのように活用を図っていくのかということが必要なのではないか。

A

- ・難しいところではあるが、本報告書は保存管理計画であり、おそらく再整備（修復）に当たっては別途計画が必要となってくる。その時点で検討すべき内容とも考えられる。

B

- ・気になるのは具体的な取組と書く以上は、各区域に検討する必要があるのではないか。具体的になければタイトルから具体的なという文言を削除すべきである。

(事務局)

- ・活用に関しては今後地元関係者に参加いただくなかで具体的な内容について検討していきたいと考えているところである。具体的な取組があるかという正直なところない状況である。このため 92 頁では抽象的な表現に留まっている。具体的という文言が不適切であれば削除したい。

A

- ・92 頁の 3 節の内容を 91 頁の 2 節で吸収してしまうやり方もある。

B

- ・現在行われている活用があればそのことを例示として書いておくというやり方もある。

(事務局)

- ・現状のところ、行政も含めて円山公園の利活用の取組はない。

B

- ・93 頁の第 6 章第 1 節（1）の財源確保のところ、CSR やクラウドファンディングと書いてある。これらは財源確保に向けた最近の手法であるが、これらを報告書に記載しておくべきと京都市は判断したということで良いか。これらの手法により財源確保に向けて市として積極的に取り組むという方針であるならばよいが、最近の手法の一つとして例示しているだけならば記載しないほうが良いと考える。

(事務局)

- ・円山公園において、CSR やクラウドファンディングに必ず取り組むというわけではないが、

財源確保に向けた検討課題の一つに認識している。

B

- ・運営及び体制については、円山公園協議会のようなプラットフォームをつくることを検討課題として位置づけているのかどうかということが重要である。
- ・市内でクラウドファンディングの実績があるのか。

(京都市みどり政策推進室 中村室長)

- ・クラウドファンディングについては、市独自の事業ではないが、地元と協力し東高瀬川の活性化に向けてイベントを実施する際にクラウドファンディングの手法を用いたという実績がある。行政としても地元の活動を支援するという視点からも行政として積極的に取り組んでいきたいと考えているところである。
- ・行政の事務方としては、円山公園の保存管理にあたってその財源確保は重要な点である。来年度から着手を予定している再整備（修復）事業について、補助金を確保するために文化庁や国土交通省との協議を始めたところである。事業実現に向けて、財源を補完するためにもクラウドファンディング、CSRだけでなく様々な手段を探っていきたいと考えている。

C

- ・第4章までの流れからすると、93 頁の運営の基本的な考え方については、(1) と (2) より (3) と (4) のほうが優先ではないかと思っていたが、都市公園としても事業を実現するために、国土交通省の補助金等を活用しながら行っていくという意思表示であると解釈すれば良いか。

(事務局)

- ・特に補助金の活用を前提に 93 頁の考え方がこの並びになっているわけではない。

C

- ・であるならば、93 頁の (3) と (4) の前に、(1) と (2) が記載されることは報告書として違和感がある。

B

- ・私も 93 頁の記載の順番は適切でないと思う。

E

- ・節の中で (1) 及び (2) と、(3) 及び (4) を別の項目としてわけてはどうか。4つの考え方が並列であると違和感がある。

A

- ・指摘を踏まえて、93 頁の構成を再検討すること。

(事務局)

- ・了解。

A

- ・94頁の体制整備の考え方については、名勝円山公園の保存管理に係る事業が適切に行われているのかどうかということをチェックしていく機能をどこに設けるのかということが重要である。

B

- ・円山公園の保存管理を議論できるテーブルをプラットフォームとして設けて、そこで、行政、専門家、市民やNPO団体が議論していく場を設けることが本質であると考ええる。

C

- ・まず、行政間の連携がありきで議論を進めるのではなく、多様な主体の連携のもと保存管理を進めるためには、専門家や市民・NPO等の参画が必要である。94頁の項目の順番を再度検討してはどうか。

E

- ・委員Bの指摘のとおり、今までの体制に加えて円山公園の保存管理を円滑に行うためにプラットフォームの設定等、再度、94頁を再度検討いただきたい。

B

- ・例えば、CSRやクラウドファンディングなどを行うのであれば、その受け皿となる新しい体制を公園の中に組み込む必要がある。

C

- ・歴史ある京都の都市公園として、円山公園を再整備（修復）していく上でも、都市公園事業として国土交通省の補助金を確保していくということも必要である。

A

- ・再整備（修復）事業に当たっては、国土交通省からの補助金確保も想定しているのか。

(京都市みどり政策推進室)

- ・来年度以降に実施を想定している再整備（修復）事業は、文化庁と国土交通省の両方の補助金を活用しながら実施できるよう取り組んでいる。

A

- ・円山公園は文化財であるとともに都市公園としての側面を有しているということは特徴の一つである。事業面でもいろんな協力を想定した実施を検討いただきたい。
- ・しかしながら、前提は保存管理である。

B

- ・57 頁の表 22 の下部にある公園管理のための植栽樹木という表現がおかしいと思うので再度検討すること。

(事務局)

- ・本質的価値を構成する要素以外の要素として、都市公園の安全管理、遮蔽等、公園管理上、必要なために植栽した樹木ということが読み取れるよう表現を再考する。

(京都府)

- ・報告書案は文化庁にも確認いただいている。その指摘事項については、本日の策定委員会における指摘事項と重複する部分もあるので、京都府で取りまとめ事務局へ伝えることとした。その上で、文化庁との調整をお願いしたい。
- ・特に、文化庁からは58 頁の保存管理方針の(2)にある水景という文言の位置づけを現況の部分等でしておいて欲しいと指摘いただいている。

(事務局)

- ・再度確認の上、検討する。

A

- ・文化庁の指摘事項については、私にも連絡いただきたい。その上で、事務局と調整したい。

E

- ・92 頁の活用に関わる具体的な取組についてであるが、全面的に書き換えるならば問題ないが、(1)にあるベンチや四阿などの休憩施設、誘導サインなどの工作物を早期に整備するとあるが、工作物が散見されるのは望ましくないので、安易に工作物を設置することを記載しないほうが良い。

A

- ・92 頁は 91 頁で吸収することし、安易に工作物を設置するように読み取られないよう文章を再検討することとする。

B

- ・活用に係る具体的な取組を検討する上でも、運営及び体制にその検討を行う場としてプラットフォーム等の仕組み作りが必要であるということを記載しておかないといけない。

A

- ・運営及び体制については、事務局で再検討の上、再度確認したい。
- ・本日の指摘事項に対する対応については、事務局で対応の上、適宜必要な委員に確認いただく。最終的な確認については、委員長に一任いただくということで宜しいか。

(各委員)

- ・了解。

(2) 名勝円山公園保存管理計画報告書(案)に関する地元関係者の主な意見について

1) 資料説明

- ・事務局から、参考資料4の説明。

2) 質疑応答

B

- ・もっともな意見であると思う。運営及び体制の章をより充実するためにも、例えば、報告書(案)について意見を伺った具体的な団体があることについて記載しても良いと考える。

(事務局)

- ・2団体を含め、活用の取組について議論ができる場を来年度設けていくことは検討している。

(藤原局長)

- ・運営及び体制についてはプラットフォームも含めて再度事務局にて検討したいと考える。

(3) 報告書のとりまとめについて

A

- ・本日の指摘事項に対する対応については、基本的には委員長に一任いただき報告書をとりまとめていきたいと考える。
- ・以上で、議事の進行を事務局に戻す。

3 閉会